

土地開発基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 13 号

土地開発基金条例の一部を改正する条例

土地開発基金条例（昭和 44 年岩手県条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| (基金の額)<br>第 2 条 基金の額は、 <u>2,500,000千円</u> とする。 | (基金の額)<br>第 2 条 基金の額は、 <u>2,200,000千円</u> とする。 |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。                             |  |

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。